

○中部地方整備局告示第百四十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年十二月二十一日

中部地方整備局長 塚原 浩一

第1 起業者の名称 岐阜県

第2 事業の種類

一般県道下石笠原市之倉線改築工事（市之倉バイパス・岐阜県多治見市市之倉町十丁目地内から同市市之倉町十二丁目地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 岐阜県多治見市市之倉町十丁目、十一丁目及び十二丁目地内
- 2 使用の部分 岐阜県多治見市市之倉町十一丁目及び十二丁目地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、岐阜県多治見市市之倉町十丁目から十二丁目までの延長885mの区間（以下「本件区間」という。）における「一般県道下石笠原市之倉線改築工事（市之倉バイパス）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般県道下石笠原市之倉線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により岐阜県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により岐阜県が道路管理者であることなどから、起業者である岐阜県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、岐阜県土岐市下石町字西山を起点とし、多治見市市之倉町十三丁目に至る延長8.34kmの主要幹線道路である。

本路線のうち、多治見市市之倉町一帯の道路沿線には窯元及び住宅家屋が多数存在していることから、本路線は物流経路としての機能のほか、集落内を利用する生活道路としての機能を有している。また、本路線及び一般国道248号を経由して、市之倉町南西部に位置する住宅団地と多治見市中心部を往来する自動車も多く見受けられる。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める道路幅員を満たさない狭小な道路が大半を占め、最小曲線半径を満たさない線形不良箇所及び視距が確保されていない箇所が存在すること、歩道が設置されていないことから、通過車両は、自動車同士のすれ違いや人との接触事故を未然に回避するよう著しく速度を低下させ走行するため、円滑な自動車交通が阻害され、かつ歩行者の安全な通行に支障が生じている。

本件事業の完成により、現道の通過交通がバイパスに転換されることにより現道の危険性が軽減され、それらを解消する歩道を備えた道路が新たに整備されることなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保及び歩行者の安全な通行の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、環境影響評価法等に準じて、起業者が任意で大気質、騒音及び振動について環境影響調査を実施しており、いずれも環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については環境省レッドデータブックに準絶滅危惧種として掲載されているハチクマ、絶滅危惧種Ⅱ種として掲載されているサンショウクイ等が確認されている。

植物については、環境省レッドデータブックに準絶滅危惧種として掲載されているサクラバハノキが確認されている。

これらについては、工事施工にあたり工事濁水・アルカリ排水等の流入防止、事業予定地外における改変の防止、低騒音型建設機械の採用を行うことにより生育・生息環境に与える影響はないと判断される。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が保護するために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、線形の良い道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通及び歩行者の安全な通行を確保することを主な目的として、道路構造令による第3種第4級の規格に基づく2車線の道路をバイパス方式により建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和50年7月11日付け岐阜県告示第545号で都市計画決定され、昭和60年7月12日付け岐阜県告示第515号及び平成22年12月24日付け岐阜県告示第642号で都市計画変更された「3・5・21号市之倉線」と基本的内容は整合しているものの、起点部の現道からバイパス本線に接続するアクセス道路（以下「取付道路」という。）は、都市計画決定された路線から外れる状況にある。

取付道路のルートについては、取付道路をバイパス本線起点側の交差点から東側に接続する申請案のほか、西側に接続する案及びバイパス本線中心に接続する案の3案による検討が行われている。

申請案と他の2案を比較すると、申請案は潰れ地及び支障物件が少ないこと、事業費が最も廉価となることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、線形不良箇所等が存在し、自動車同士のすれちがい時の通行が困難であるなど、早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保及び歩行者の安全な通行の確保をする必要があると認められる。

また、「多治見市第28区（市之倉町）」より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合

理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

岐阜県多治見市役所